

高津区

令和8年4月に
保育所等への入所を
検討されている方へ



Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

始めよう

保育所さがし



高津区役所児童家庭課

始めよう

高津区・保育所さがし

～令和8年4月に保育所等への入所を検討されている方へ～

川崎市では、翌年度からの保育所等への入所申請について、例年10月中旬から11月上旬に受け付けています（一次利用調整）。

翌年度の「保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」については、10月1日頃から配布しますが、入所申請受付の直前からの配布なので、「事前の準備について、今からできることはないか」「どのようにすればこどもの預け先が確保できるのか」など、不安な保護者の方もおいででしょう。

そこで、令和8年4月に保育所等へ入所を検討されている方に向けて、いまから準備できること・心構えをしておいていただきたいことについてお伝えします。

はじめに … 保育所についての基礎知識 …… 3

STEP 1 入所に向けたスケジュールを把握しましょう …… 4

STEP 2 多様な保育事業について理解しましょう …… 5

STEP 3 通いたい園をさがしましょう …… 6

STEP 4 必要な書類をそろえて、申請しましょう …… 7

STEP 5 一次利用調整で内定が出た場合・保留となった場合 …… 8

参考 1 参考にしていただきたい資料・ホームページ …… 9

参考 2 お子さまの預け先を確保するために …… 11

※ この案内での「保育所等」とは、認可保育所、認定こども園（保育所部分）及び地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）をいいます。

※ 令和8年4月入所のスケジュールについては、受付期間や利用案内の配布・公開時期が前後する可能性があります。

① 「認可保育所」などと「認可外保育施設」があります。

「認可保育所」など

(認可保育所・認定こども園(保育所部分)・地域型保育事業)

- 「認可保育所」とは、保護者が仕事や病気のために、家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。「認定こども園(保育所部分)」や、地域型保育事業(「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」)も、認可保育所と同様の区分です。(この案内ではまとめて「保育所等」と記述しています。詳細はSTEP2)
- 入所したい方は、園ではなく、**お住まいの区役所に申請する**必要があります。(高津区にお住まいの方は、高津区役所児童家庭課に申請します。)福祉施設なので、先着順や面接ではなく、**「保育の必要性」が高い順**に入所が決まります。保育料は、市が定めた保育料となります。(市民税の額により保育料が異なる「応能負担制」です。)

認可外保育施設

左記以外の保育施設で、「川崎認定保育園」「企業主導型保育事業」「地域保育園」などがあります。申込みは、保護者が園に直接行い、利用契約をすることとなります。また、入園者の決定方法や、保育料は各園が独自に定めています。



② 生年月日でクラス年齢に分かれます。

4月1日時点での満年齢で、クラス年齢ごとに分かれます。年度途中で誕生日を迎えても、クラスは進級しません。「令和8年度 保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」(以下「**令和8年度利用案内**」)を入手したら、自分のお子さんが何歳クラスになるのか、ご確認ください。

③ 「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。 (保育所等の場合)

保育所等のご利用にあたっては、**保育の必要性の認定**を受ける必要があります。そのためには、保護者の就労など「**保育を必要とする事由**」に該当する必要があります。保育を必要とする事由については「令和8年度利用案内」を入手後に、ご確認ください。

保育の必要性の認定を受けるだけでは、園は決まりません。次に説明する「**利用調整**」を経て、入園が決まることとなります。

④ 「利用調整」により入園者が決まります。(保育所等の場合)

申請者数が各保育所等の受入れ可能人数を上回る場合は、「**保育の必要性**」が高い順に入園者を決めることとなります。これを「**利用調整**」といいます。

利用調整は、施設・クラス年齢ごとに行っており、各世帯の保育の必要度合を点数化し、点数の高い順に入園者を決めます。先着順や抽選ではありません。

利用調整の基準は、「令和8年度利用案内」を入手後、ご確認ください。

STEP 1

入所に向けたスケジュールを把握しましょう

スケジュールは、全て令和8年4月に向けた予定です。特に入所申請書類の提出などについては、10月1日頃から配布予定の「令和8年度利用案内」を必ずご確認ください。



① 事前相談・保育所等の情報収集(いまからでも)

- 高津区役所児童家庭課(区役所4階①窓口)では事前相談を受け付けています。
- 保育所等や認可外保育施設の情報収集を行い、通いたい園を探しましょう。(STEP3参照)
- 認可外保育施設では、早い園では7月頃から入園説明会を実施しています。認可外保育施設を検討する場合は、まずは一度園に連絡してみましょう。



② 入所申請に向けた書類等の入手(予定:10月1日頃)

- 入所申請に向けて必要な書類を入手しましょう。
- 例年は10月1日頃から、紙冊子を高津区役所にて配布します。
(正式な配布スケジュールは、9月中旬頃高津区役所のホームページ「ホッとこそだて・たかつ」(P9参照)に掲載予定です。
- 川崎市のホームページ(P10参照)には、例年10月1日頃から翌年度の「利用案内」及び申請書類が掲載されます。なお、会社にお勤めの方が必要な「就労証明書」については、9月頃掲載されます。



③ 一次利用調整に向けた、入所申請書類の提出(予定:10月中旬~11月上旬)

- お住まいの区役所(高津区の場合は高津区役所児童家庭課4階①窓口)へ、締切日までに提出してください。
(正確なスケジュールは「令和8年度利用案内」をご確認ください。)
- 混雑緩和の観点から、郵送またはオンライン申請をお勧めします。詳細については「令和8年度利用案内」をご確認ください。なお、締め切りが早めに設定されています(10月下旬)ので注意してください。



④ 教育・保育給付認定決定通知書の発行(予定:12月~1月前半)

保育の要件を満たしていると認定された方に、「教育・保育給付認定決定通知書」を発行・郵送します(すでに発行済みの方は除きます)。なお、「教育・保育給付認定決定通知書」は、保育所等への入所を保証するものではありません。



⑤ 一次利用調整結果通知書の送付(予定:1月下旬)

一次利用調整で園が決まった方には「内定」の結果通知書を、入所に至らなかった方には「保留」の結果通知書を、それぞれ郵送します。



⑥ その後(2月~3月頃)

内定が出た方については、健康診断と面談を受けていただき、利用可能と判断された方は、4月からの入園に向けて準備を進めていただきます。



STEP 2

多様な保育事業について理解しましょう

川崎市では、多様な保育ニーズに対応するために、様々な保育事業を実施しています。ご家庭のニーズにあった施設・事業を探るところから始めましょう。

日常的に子どもを預けたい

週3日以内もしくはときどき子どもを預けたい

0～2歳児

保育所等

〈市への申請が必要〉

- ◎小規模保育事業
定員6～19人の少人数保育
- ◎家庭的保育事業
定員5人以下の少人数保育
- ◎事業所内保育事業
事業所の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育

保育所等

〈市への申請が必要〉

- ◎認可保育所
保護者が就労などのために、常時、家庭で保育できない場合に保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設
- ◎認定こども園
(保育所部分)
就学前の教育・保育を一体的に提供し、地域の子育て支援も行う施設

3～5歳児

幼稚園・認定こども園

〈各園で受付〉

- ◎幼稚園
(預かり保育実施園)
幼児を保育し、健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした学校教育施設
※4時間を標準とする教育時間のほか、希望者を対象に預かり保育を実施している幼稚園があります。
- ◎認定こども園
(幼稚園部分)
就学前の教育・保育を一体的に提供し、地域の子育て支援も行う施設
※子ども子育て支援新制度に移行した幼稚園及び認定こども園については、園を通して市の給付認定を受ける必要があります。

0～5歳児

保育所等

〈各施設で受付〉

- ◎認可保育所の一時保育
保護者が週3日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、断続的又は一時的に、保護者に代わり保育を実施

認可外保育施設

〈各施設で受付〉

- ◎川崎認定保育園のリフレッシュ保育
週3日以内の月極契約や、冠婚葬祭等で子どもを保育できない場合に保育を実施(実施園は限られています。)



その他の認可外保育施設 〈各施設で受付〉

- ◎企業主導型保育事業
国が市町村による計画とは別に直接企業等に働きかけ、企業等が直接運営を行う施設
- ◎地域保育園
市に開設の届出をし、認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設(0～5歳児受入・施設による)

◆「年度限定型」保育事業：開設1・2年度目の認可保育所等において、4・5歳児枠の空きスペースを活用し、1年間の期間限定で1・2歳児の受入枠を一時的かつ臨時的に確保する事業です。令和8年度の実施については未定ですが、実施する場合は、市ホームページに掲載し、入所保留となった方に案内を送付します。

STEP 3

通いたい園をさがしましょう



① 自宅の近くや、通勤ルート上の保育園を探しましょう。

- 高津区役所児童家庭課で配布している「高津区子育て施設マップ」を参考にして、自宅の近くや通勤ルート上の保育所等や認可外保育施設を探しましょう。(高津区役所のホームページ「ホッとこそだて・たかつ」(P9「高津区内の保育施設のご案内」参照)からデータをダウンロードすることもできます。)
- 保育所等を申請する際は、複数の園を申し込むことができます。自宅の近くだけでなく、少し幅広に探してみよう。(川崎市内の保育所等であれば、他区の園も希望できます。)

② それぞれの保育園について、もう少し詳しく調べてみましょう。

- 多くの園が、園独自のホームページを持っています。アクセスしてみてください。
- 高津区役所児童家庭課では、保育所等や「川崎認定保育園」「企業主導型保育事業」の各園について、園の所在地や保育方針、保育時間等をA4サイズ一枚にまとめた「情報提供シート」を配架しています。「情報提供シート」は、高津区役所のホームページ「ホッとこそだて・たかつ」からダウンロードすることもできます。(P9「高津区内の保育施設のご案内」参照)
- 園によって、受入年齢や保育時間が異なるので、よく確認しましょう。延長保育の時間もチェックしましょう。
- YouTubeの「川崎市たかつ区チャンネル」では、高津区内の保育所等や川崎認定保育園の紹介動画を配信しています。(P9参照)ほとんどの園に協力していただいています。施設や保育の様子などを感じてみてください。

③ 保育園の見学をしましょう。

- 保育園に直接お問い合わせの上、お子さんを連れて実際の通園手段で見学に行きましょう。
- 無理なく通えるか、園の保育方針や雰囲気がお子さんに合っているか確認するとともに、各保育園等の利用にあたっての重要事項*の説明を受けてください。
(※重要事項:当該保育園の開所日、開所時間、延長保育の実施条件、休日等に関する運営規程の概要や、職員体制、主食代・副食代等の実費徴収の有無、その他施設選択に資する事項。)



STEP 4

必要な書類をそろえて、 申請しましょう（保育所等）



① 申請に必要な書類をそろえましょう。

- 必要な書類は早めに入手しましょう。（スケジュール等はSTEP1参照）
※「就労証明書」など、保育を必要とすることを証明する書類の発行日は、4月入所の場合、例年、現年度9月1日以降のものが有効になります。
- **必要な申請書類は、ご家庭の状況によりそれぞれ異なります。**
「令和8年度利用案内」をご確認ください。（「令和7年度利用案内」もご参照ください。）
あらかじめ、児童家庭課にて事前相談を受けることをお勧めします。
- 「就労証明書」「在園・受託証明書」など、勤め先や認可外保育施設などに記入してもらった書類もありますので、早めに準備しましょう。
- 以前市外に居住していた方は、「住民税課税（非課税）証明書」が必要になる場合もあります。「令和8年度利用案内」の《課税証明書提出要否・必要年度フローチャート》をよく確認しましょう。

② 申請受付が開始されたら早めに申請しましょう。

- 申請受付が開始されたら早めに申請しましょう。混雑緩和のため原則郵送やオンラインによる申請をお願いします。（スケジュール等はSTEP1参照）
- 窓口での申請をご希望の方は、早めの申請をお願いします。受付開始から2週間程度は比較的窓口が空いています。逆に、締切日直前は窓口の混雑が見込まれるため、長時間お待たせする場合があります。なお、郵送やオンライン申請と窓口申請の違いで、利用調整上の優劣に影響は生じません。
- 一次利用調整の締め切りに間に合わなかった場合は、二次利用調整に向け申し込むことができますが、一次利用調整後に生じた空き枠が対象となります。
- 一次利用調整の締切後、短期間ですが、希望園変更の受付をしています。希望園に迷いがある場合は、ひとまず10月中の早いうちに申請書類を提出して、申請締切日後、希望園変更受付期間までに希望園変更をすることをお勧めします。

HAPPY CHILDREN



STEP 5

一次利用調整で内定が出た場合・ 保留となった場合（保育所等）

① 内定が出た場合

利用調整の結果、内定となった場合は、「利用調整結果通知（内定）」と入園前健康診断のご案内を1月末頃に送付します。その後、保育所との面談、入園前健康診断を経て、利用可能と判断されたお子さんに対しては、入所決定となります。保育所等の入所日は、ならし（なれ）保育の開始時期や、育児休業からの復職時期等に関わらず、原則として月の初日となります。

内定時の留意点

〈育児休業中の方について〉

育児休業取得中の方は、保育所等の利用開始月の末日まで（勤務先の都合等により月初に復職しなければならない場合は、利用開始月の翌日1日まで）に復職する必要があります。

〈入所内定後の辞退について〉

入所内定となった方が、保育所等の利用を希望しない場合は、速やかに内定辞退届をご提出ください。内定を辞退したものの、再度保育所等の利用を希望される場合は、改めて申請が必要です。

さらに、令和8年4月入所の一次利用申請での内定を辞退した場合、二次利用申請はできません。次の申請が可能になるのは、令和8年5月入所申請からです。また、一次利用申請の内定を辞退した場合、令和8年4月の保留通知も発行できません。

〈複数の保育所等を希望した場合の利用調整の方法について〉

利用調整は施設ごとに行います。希望した施設の中で複数入所が可能になった場合には、希望順位が最上位の施設で内定とします。

なお、希望順位はランク判定等に影響しないため、第1希望の方や1つの保育所のみ希望の方が選考において有利になることは一切ありません。

〈希望順位が下位の施設に内定した場合、 二次利用調整で上位の希望施設に空きが出た場合について〉

一次利用調整で内定が出たあとに、内定辞退や在園児の退所などの理由で欠員が生じ、二次利用調整にて再度受け入れをする施設がありますが、一次利用調整で保留になった方と、二次利用調整から申請された方に対して利用調整を行います。一次利用調整で内定が出た方は、別の希望保育所等に空きが出ても再度の利用調整は行いません。

② 内定が出なかった場合

一次利用調整で内定に至らなかった「保留」の方に対して、川崎市では次のとおり「アフターフォロー」を行います。

- 内定辞退等で空き枠がある園について「二次利用調整」を実施します。
お住まいの各区役所の窓口（高津区の場合は高津区役所児童家庭課）で、二次利用調整に向けた希望園の追加・変更を受け付けています。（「令和8年度利用案内」でスケジュールをご確認ください。）なお、保留通知到着から、一週間程度しか余裕がありませんのでご注意ください。
- 各区役所の窓口や電話で、空きのある「認可保育所・小規模保育等の保育所等」「川崎認定保育園等の認可外保育施設」などについてご案内します。（こちらから電話させていただくことがあります。）

① 参考にしていきたい資料

(1)「令和7年度 保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」

お住まいの各区役所の窓口(高津区の場合は高津区役所児童家庭課・4階①窓口)で配布しています。なお、利用案内とセットで「申請書類一式(※同封されていない書類もありますので、事前相談時にご確認ください。)」 「高津区子育て施設マップ」も配布しています。

(2)「情報提供シート」

お住まいの各区役所の窓口(高津区の場合は高津区役所児童家庭課・4階①窓口)で配架しています。園ごとに、所在地や保育方針、クラス別定員などの情報が、A4用紙一枚にまとめてあります。

(3)「ひろばノート」 ※令和7年度版は7月から配布予定

高津区の認可保育園・認定こども園情報を、園ごとに紹介しているカラーのA5サイズの小冊子です。高津区役所保育所等・地域連携担当(3階)及び高津区役所児童家庭課(4階①窓口)で配布しています。



② 参考にしていきたいホームページ

(1)高津区役所ホームページ「ホッとこそだて・たかつ」

<https://www.city.kawasaki.jp/takatsu/category/302-2-0-0-0-0-0-0-0.html>
「保育園・幼稚園・自主保育・一時預かり・小学校」内の「保育園」をご覧ください。



「ホッとこそだて・たかつ」内の主なコンテンツ

📄 「高津区内で保育施設を探している方へ」

<https://www.city.kawasaki.jp/takatsu/category/302-2-20-3-2-0-0-0-0-0.html>



高津区内の保育施設について、ご案内しています。「高津区子育て施設マップ」「情報提供シート」についても、この中にあります。

📺 「高津区内の保育園紹介動画について」

<https://www.city.kawasaki.jp/takatsu/page/0000071873.html>



高津区内の保育所等・認定保育園のうち、協力いただいた園について、園ごとに保育所の紹介動画(90秒)を配信しています。

(2) 川崎市ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/kodomo/category/267-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



川崎市ホームページ内の主なコンテンツ

ア 「保育所等利用申請案内動画」

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000091113.html>



はじめて保育所等に入所申請される方のために、制度をわかりやすく解説した動画です。内容は「令和7年度保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」の概要となっておりますが、令和8年4月入所に向けても参考になります。

イ 「保育所等の申込み手続き（令和7年度）」

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000153863.html>



令和7年度の申請方法や必要書類を案内しています。「令和7年度利用案内」「申請に必要な書類」もページの末尾からダウンロードできます。※令和8年4月入所希望の場合は、10月1日頃令和8年度版がアップ予定ですので、実際の申請時にはそちらをご利用ください。なお、就労証明書は早めに掲載されます。

ロ 「保育所等の受入可能数及び利用調整結果」

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000030624.html>



保育所等について、各月ごとの受入可能数や利用調整結果が載っています。過去のデータも残っていますので、ご自分の希望園について、ご参照ください。

ハ 「認可外保育施設の空き状況」

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000031247.html>



認可外保育施設について、直近月の空き状況が載っています。



保育所等は定員を超える申込みがあった場合、利用調整で入所決定しています。特に1歳児・2歳児は定員を超える申込みが多い状況です。

川崎市では、認可保育所の新設等により、毎年、保育受入枠を増やしていますが、クラス年齢や地域によっては保護者(ご両親とも)の就労時間がフルタイム(月20日、1日実働7時間以上の就労)でも入所できない方がいる状況です。就労時間が短い方や、求職中でこれから仕事を始める方などは、更に入所が厳しい状況となる場合があります。

そこで、お子さまの預け先を確保するためには、以下の点も検討しましょう。

① 認可外保育施設は、早めに検討しましょう。

認可外保育施設は、その独自性を活かして、各園特色のある保育や教育を行っており、認可外保育施設を第一希望にする保護者の方も数多くいらっしゃいます。

保育所等が決まらなかった後に、認可外保育施設(川崎認定保育園など)を探す方もいらっしゃいますが、その時点では応募が集中します。

保育所選びを始める際、認可と並行して、認可外についても早めに検討しましょう。施設によっては、通常の申込み受付前に、入園金などを支払えば予約できる早期申込制度を実施している園もあります。(ただし、認可保育所の入園が決まり、認可外保育施設の入園をキャンセルした際は、入園金等が返還されない場合もありますのでご注意ください。)

② 0歳児～2歳児クラスは、小規模保育施設も検討しましょう。

保育所等の中で、「地域型保育事業」特に「小規模保育施設」(0歳児クラス～2歳児クラス)は比較的入りやすい状況です。

小規模保育施設の卒園後については、園によっては連携施設が設定されており、3歳児クラス以降はそちらで保育を受けることとなります。連携施設が設定されていない園についても、近隣の保育所等を中心に卒園児受入枠を設け、優先利用調整を行うことで、3歳児クラス以降の保育先について確保しています。(但し、**2歳児クラス**に7月以降に入所した方は優先利用調整の対象とはなりません。)

認可保育所を検討する場合は、小規模保育施設についても検討しましょう。



③ 3歳になったら、幼稚園の預かり保育も選択肢です。

3歳になると、幼稚園に入るという選択肢も出てきます。

幼稚園は、さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の教育の基盤を培うことのできる学校教育施設です。基本的には1日4時間ですが、ほとんどの園で「預かり保育」を行っていて、夕方まで預かっています。早朝7時30分くらいから預かる園もあります。時間・曜日はそれぞれの園により異なりますので、よく確認しましょう。

幼稚園の申込みは、保護者が園に直接行くこととなります。園の見学や説明会、入園手続きについては、園に直接問い合わせるか、園のホームページを確認しましょう。(入園願書は、有料の園も多いです。)

④ これからお仕事を始めたい方は、一時保育も検討しましょう。

これからお仕事を始めたい方は、最初から認可保育園等に預けるのは難しい状況です。常勤に近い就労を始めたいのであれば、保育所等に加えて認可外保育施設を検討したほうが良いですが、扶養の範囲内で働きたい場合など、月64時間に満たない時間で働きたい場合は、一時保育も検討してください。

実施園は限られていますので、「令和8年度利用案内」をご確認ください。申込みは、保護者の方が直接園に行ってください。



高津区^{始めよう}で保育所さがし

～令和8年4月に保育所等への入所を検討されている方へ～

製作：高津区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

川崎市高津区下作延2丁目8番1号

TEL：044-861-3250 FAX：044-861-3351

Mail：67zidoka@city.kawasaki.jp